

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年8月23日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 中国人民元債券ファンド（毎月決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	(1)当初申込額 500億円を上限とします。 (2)継続申込額 7,000億円を上限とします。 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年6月15日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、当ファンドが投資対象とするルクセンブルク籍外国投資信託につき、本来ファンドの形態として「会社型」と記載すべきところ、誤って「契約型」と記載した箇所があったため、投資先ファンドの形態の記載を国籍および外国投資信託である旨に留める訂正および更新すべき事項がありましたので、本訂正届出書を提出します。なお、この訂正すべき事項は、販売会社追加のため当ファンドに関連する資料を整理する中で見つかったもので、原因は、担当者が類似ファンドの有価証券届出書の内容を基に原届出書を作成した際、該当箇所の一部に修正漏れがあったことおよび検証者がその修正漏れに気づけなかったことによるものです。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示しております。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

ファンドの特色
(略)

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(JPY) I-B-mdisクラス
形態	ルクセンブルク籍オープン・エンド型契約型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

○ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

(略)

< 訂正後 >

ファンドの特色
(略)

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(JPY) I-B-mdisクラス
形態	ルクセンブルク籍外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	中国の政府、政府関連機関および地方自治体、もしくは企業等の発行する中国人民元建ての債券を主要投資対象とします。
解約制限等	1日の解約額がファンド純資産総額の10%を超える等大量の解約が集中した場合、管理会社はファンド換金申込の一部または全部の受付を行わない場合があります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
投資信託証券の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド(適格機関投資家向け)
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

○ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	直接投資は行いません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

(略)

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	UBS(Lux) ボンド・シキャブ・チャイナ・フィックスド・インカム(RMB)(JPY) I-B-mdisクラス
ファンド形態	ルクセンブルク籍オープン・エンド型会社型外国投資信託(円建て)
運用の基本方針	(略)
主要投資対象	(略)

解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	(略)

(略)

<訂正後>

投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	UBS(Lux) ボンド・シキャブ-チャイナ・フィックスド・インカム (RMB) (JPY) I-B-mdisクラス
ファンド形態	ルクセンブルク籍外国投資信託 (円建て)
運用の基本方針	(略)
主要投資対象	(略)
解約制限等	(略)
投資運用会社	(略)
管理報酬等	(略)

(略)

3【投資リスク】

<訂正前>

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

該当事項はありません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	-	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	-	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値	-	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載しておりません。

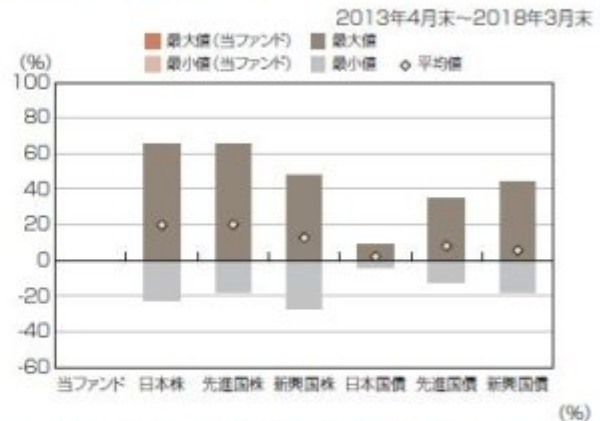
(略)

<訂正後>

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

該当事項はありません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値	—	△22.0	△17.5	△27.4	△4.0	△12.3	△17.4
平均値	—	20.1	20.3	12.8	2.2	8.2	5.7

*上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2013年4月から2018年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、2018年3月末時点で設定されていないため掲載しておりません。

（略）

5【運用状況】

参考情報

< 訂正前 >

運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページでご確認いただける予定です。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始する予定であり、該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

<訂正後>

運用実績

○最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

基準価額・純資産の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始しておりますが、該当事項はありません。

分配の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始しておりますが、該当事項はありません。

主要な資産の状況

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始しておりますが、該当事項はありません。

年間収益率の推移

当ファンドは2018年7月31日から運用を開始しておりますが、該当事項はありません。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

第3【ファンドの経理状況】

<訂正前>

- (1) ファンドの運用は、2018年7月31日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有しておりません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

<訂正後>

- (1) ファンドの運用は、2018年7月31日から開始しておりますが、第1特定期間末を迎えていないため、該当事項はありません。
- (2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行なわれ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。
- (3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。